

# 品川区ねずみ族、昆虫等の防除および消毒等の業務実施要綱

制 定 昭和60年1月18日 決定  
昭和60年4月要綱第 28号  
改正 平成12年4月要綱第 69号  
改正 平成19年1月要綱第 4号  
改正 平成21年4月要綱第329号

## 第1条 目的

区民の生活向上のため、次に掲げるねずみ族および昆虫等（以下「昆虫等」という。）の発生を抑制することにより、昆虫等を媒介とした感染症やその他の健康被害の発生を防ぐことを目的とする。

## 第2条 保健所の責務

保健所は昆虫等の発生を抑制するため、発生状況の把握に努めるほか、関係部署との調整、区民に対する技術的指導や情報提供等を行う。

このことにより、土地または建物を所有し管理あるいは居住するもの（以下区民等という）が、その土地や建物およびその周囲を清潔に保ち、相互に協力して地域の生活環境の保全に努めることの必要性について周知を図る。

## 第3条 対象昆虫等

(1) 「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（厚生省告示第115号 平成11年4月1日）」第2-5に基づき、感染症を媒介する昆虫等。

- ① カ、シラミ、ノミ等の吸血昆虫。
- ② ハエ、ゴキブリ、チョウバエ等の細菌付着昆虫。
- ③ クマネズミ、ドブネズミ等のねずみ族。
- ④ ヒゼンダニ等の寄生生物。

(2) 住宅または住宅周辺に発生し、接触によってかぶれる恐れのある樹木害虫および刺咬性の高い蜂等。

- ① チャドクガ等の接触昆虫。
- ② 刺咬昆虫のスズメバチの巣。

(3) 木材、衣類、食品等を加害し、日常生活に影響を与える昆虫。

- ① シロアリ、ヒラタキクイムシ等の木材害虫。

- ② イガ、カツオブシムシ等の衣類害虫。
- ③ メイガ、シバンムシ、コクゾウ等の食品害虫。

(4) その他、特に必要と認められるもの。

#### 第4条 保健所が行う業務

##### (1) 平常時における業務

① 「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（厚生省告示第115号 平成11年4月1日）」第2-5に基づき、感染症を媒介する昆虫等については次のとおり対応する。

ア. 昆虫等の発生を制御するための環境の整備方法について、情報の提供、普及啓発および相談業務を行う。

イ. ア. について環境の整備のみでは対応ができない場合は、関係者と協議のうえ対処方法の指導あるいはその措置をする。

ウ. 必要に応じ昆虫等の生息状況について、調査を実施する。また、東京都や特別区間において情報の共有化を図る。

② 住宅または住宅周辺に発生し、接触によってかぶれる恐れのある樹木害虫および刺咬性の高い蜂等については次のとおり対応する。

ア. 接触昆虫については、剪定による適正な除去について、情報の提供、普及啓発および相談業務を行う。

イ. 区民に危険があると判断されるスズメバチの巣は原則として撤去する。

③ 木材、衣類、食品等を加害し、日常生活に影響を与える昆虫については次のとおり対応する。

ア. 昆虫の生態に合わせた、環境整備や除去方法について、情報の提供、普及啓発および相談業務を行う。

##### (2) 感染症の発生時における業務

保健予防課および東京都と協議の上、東京都感染症予防計画、東京都ウエストナイル熱対応指針等に基づき調査および措置を行う。

##### (3) 災害発生時における業務

保健所長の指示により、調査および関係部署との調整を行い、必要に応じ洗浄や消毒等の作業を行う。

##### (4) 区民等に対する普及啓発

区民等に対して、健康被害を防ぐために殺虫剤などの使用は極力控え、日頃の環境整備により昆虫等の発生を制御することの必要性について周知を図る。

#### 第5条 業務委託

第4条については、必要に応じ契約業者に委託することとする。